

令和6年9月2日

篠原土地区画整理事業該当地 関係者各位

高知広域都市計画事業
篠原土地区画整理事業
施行者 南国市
代表者 南国市長 平山耕三
(公印省略)

篠原土地区画整理事業に係る登記の自粛のお願いについて

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は篠原土地区画整理事業にご理解ご協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、このたび篠原土地区画整理事業では、令和6年10月4日(金)に換地処分の公告を行ない、それから1ヶ月程度をかけて区画整理登記がされることとなります。区画整理登記の期間中は登記をすることができませんが、その事前の期間に関しても、準備作業に影響を与える恐れがあるため、登記をお控えいただきたいと思っております。

つきましては、準備作業に入る令和6年9月24日(火)から、換地処分の公告日の翌営業日にあたる令和6年10月7日(月)までの期間は、「所有権の移転」や「抵当権の設定」「分筆・合筆」など、区画整理該当地に関する登記全般を自粛していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、自粛期間の前後でどうしても登記をしなければならない場合や、登記予定の土地が自粛対象地に該当しているか不明な場合は、篠原土地区画整理事務所までご相談ください。

1. 自粛していただく内容

篠原土地区画整理事業の該当地における登記全般

2. 登記の自粛をお願いする期間

令和6年9月24日(火)～令和6年10月7日(月)

3. 登記をすることができない期間

令和6年10月8日(火)～登記閉鎖期間の終了まで(1ヶ月程度)

※登記閉鎖期間の終了時には通知をさせていただきます

お問い合わせ先

南国市都市整備課 土地区画整理係
〒783-0006
高知県南国市篠原1115-1
篠原土地区画整理事務所
電話 088-821-7373